

## 入会案内

一般社団法人 三重県建築士会に入会希望の方は、入会申込書に必要事項を記入のうえ、入会金、会費を添えて本部又は支部事務局にお届けください。

(CPD制度に加入される方は別途費用が必要)

- ※ 準会員(建築士を目指そうとする人)の方も入会できます。
- ※ ホームページからも手続きができます。

## 賛助会員制度のご案内

本会では、会の目的に賛同を得、事業を賛助していただくために賛助会員制度を設けております。

詳細は本会事務局までお問い合わせください。

## 一般社団法人 三重県建築士会 支部

(支部事務局所在はHPをご覧ください)

**桑員支部** (桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町)

**三泗支部** (四日市市・朝日町・川越町・菰野町)

**鈴鹿支部** (鈴鹿市・亀山市)

**津支部** (津市)

**松阪支部** (松阪市・多気町・大台町・明和町)

**伊勢支部** (伊勢市・玉城町・度会町・南伊勢町・大紀町)

**志摩支部** (鳥羽市・志摩市)

**伊賀支部** (伊賀市・名張市)

**紀北支部** (尾鷲市・紀北町)

**紀南支部** (熊野市・御浜町・紀宝町)

## 一般社団法人 三重県建築士会

〒514-0003

三重県津市桜橋2丁目177の2

三重県建設産業会館 3階

電話：059-226-0109 FAX：059-225-4281

メール：kenchikushikai-mie@nifty.com

<http://mie-kenchikushikai.or.jp/>



## 一般社団法人 三重県建築士会



## 建築士会 とは、

建築士法第 22 条の 4 の規定により都道府県知事により認められた建築士「建築のプロフェッショナル」たちによる一般社団法人です。その会員は、教員・行政職員・設計者・施工者など、職種や立場が異なりながらも、それぞれの分野で「建築物」の質を高め、より安全で、より快適な住環境の実現に努力する専門家で構成されています。

## 建築士会の活動及び業務 は、

第 1 に「建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善」の目的のため、各種講習会を開催するとともに、連合会の主導のもとに「建築士会 CPD 制度」「専攻建築士制度」を設け、建築士の継続的な能力開発を支援しています。第 2 に、建築士の集まる団体であることから、本会は県などから建築士試験事務、建築士登録閲覧事務、定期講習の開催、被災建築物応急危険度判定士登録更新事務などの委託業務を行っています。その他、防犯性能の高い住まいの建設促進を目指す「防犯優良アパート・マンション認定制度」を行っています。

本会は三重県内を活動区域とし、三重県知事により認められた一般社団法人です。本会は、会員約 1,000 名で構成され、本部と支部によりその活動を行っています。

本部を津市におき、三重県内共通の課題に対する活動を 10 の委員会、地域課題に対する活動を 10 支部で行っています。

## 一般社団法人三重県建築士会 本部 委員会

総務委員会  
教育・事業委員会  
情報・広報委員会  
まちづくり委員会  
試験・定期講習実施委員会  
制度推進委員会  
青年委員会  
女性委員会  
文化庁事業実施特別委員会

## 会員の特典

- ・行政機関とも積極的に連携をはかり、歴史的建造物、景観、防災、まちづくり等に係わる地域貢献活動を実施。
- ・「指定講習」「応急危険度判定士」等の講習会の開催。
- ・各研修会、講習会の会員割引制度があります。
- ・話題の建築物の見学会を開催しています。
- ・毎月、連合会発信の会報誌「建築士」をお届けします。
- ・年に 1 回 会員向けの情報誌「会報みえ」をお届けします。
- ・建築関係図書の斡旋、割引があります。
- ・グループ保険、建築士賠償責任制度を設けております。

## 建築士会 CPD 制度(継続能力開発制度)

建築士会では、建築士会会員の知識、技術、に関する研鑽と倫理観の醸成のために、平成 14 年、自主的に CPD 制度を始め、意欲的な会員の支持を得て、運営してきました。

平成 21 年 1 月 5 日施行の改正建築士法第 22 条の 4 の規定によりすべての建築士に対する研修を行うことが建築士会に義務付けられたことを受け、従来から行ってきました CPD 制度を大幅に改め、オープン化して非会員の方たちにも広く門戸を開くこととしました。それは、CPD の実績データの行政機関での活用が、地方の建築工事での入札で広まっており、同じ施工現場で働く技術者として建築士にのみ CPD が提供されている現状や、一部の建築士会では県からの要請で「建築施工管理技士」にも CPD を提供していたことなどから、全ての建築技術者に建築士会 CPD を提供することに踏み切りました。これまでのシステムを一新し、より利便性の高い IC カードによる新システムを採用して、活用先の実情に応じて履修証明を容易に発行できるしくみです。



## 専攻建築士制度(信頼できる建築士の証)

「専攻建築士制度」とは 消費者に対して専門家として社会に責任の取りうる業務領域 (8 分野の専攻専門領域) を認定・登録し社会に示した制度です。

### 新規認定要件

1. 建築士免許取得後 5 年以上の実務経験
2. 責任ある立場での実務実績 3 件以上
3. 直近 1 年間の CPD12 単位以上の取得

## 専攻専門領域について (3 領域まで専攻可能)

### まちづくり

都市デザイン、都市計画に係わる業務開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクト、または、都市・まちづくりの企画、調査等のコンサルタントに係わる業務

### 統括設計

建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理等に係わる業務

### 構造設計

建築士免許を必要とする建築の構造設計及びその工事監理等に係わる業務。

### 設備設計

建築士免許を必要とする建築の設備設計及びその工事監理等に係わる業務。

### 建築生産

建築施工関連分野 (現場の施工管理、積算・CM、建築リニューアル・維持管理等) に係わる業務。

### 棟梁

日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築 (社寺建築、数奇屋等) の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工 (木工技能) を行なう業務

### 法令

次の実績を持つ 1 級建築士。法令の策定、建築確認、住宅性能評価等に係わる業務。

### 教育研究

教育機関 (工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等) において、建築に関する教育、訓練等の業務又は、研究・調査・開発機関 (大学を含む) 及び企業の研究開発部門等で、特定の専門分野の研究開発等の業務